

その他オプション

携行品損害保障

ゴルファーの方はホールインワン等費用保障とセット加入をおすすめします。

保障内容

(携行品損害保険金)

保険期間中の支払限度額 **20万円**限度
免責金額：1事故 3,000円

主な支払例

- 旅行中にカメラを落として壊した。
- ゴルフプレー中にクラブが折れた。
- 通勤途中にバッグを奪われた。
- 会社でスマートフォンを落として壊した。
- 野球の試合中にボールがあたり眼鏡が壊れた。
(コンタクトレンズは対象外)

- ◆損害額は修理費または再調達価額のいずれか低い方が限度となります。
- ◆保険の目的の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える時は**10万円が限度**となります。(現金類、乗車券等は5万円が限度)
お支払いする保険金は、上記の損害額から1回の事故につき、**免責金額(自己負担額) 3,000円**を差し引いた額となります。
なお、保険期間を通じ、携行品損害保険金額がお支払いの限度となります。
- ◆盗難については警察への届出が必要となります。(紛失・置き忘れは保険金をお支払いしません)
- ◆保障の対象とならない主な携行品についてはP.45をご参照ください。

- 国内外を問わず住宅(敷地を含む)外において偶然な事故により携行品に損傷や盗難などの損害を受けたときに保障します。



月額保険料

基本契約がファミリーセットの場合(ご家族全員(*)を保障)
※組合員ご本人・配偶者・同居の親族・別居の未婚の子

250円

基本契約が夫婦セットの場合
(組合員ご本人・配偶者を保障)

200円

基本契約がパーソナルセットの場合
(組合員ご本人のみ保障)

160円

その他オプション

賃貸住宅保障

保障内容

(借家人賠償責任保険金) (修理費用保険金)

借家人賠償(1事故限度額)

500万円コース **実費 500万円**限度

1,000万円コース **実費1,000万円**限度

2,000万円コース **実費2,000万円**限度

修理費用(1事故限度額)

実費100万円限度 免責金額：1事故 3,000円

主な支払例

- 洗面化粧台のボウルに化粧品の瓶を落としてしまい、ボウルにヒビが入り、貸主(大家さん)への損害賠償義務が生じた。(借家人賠償)
- タバコの消し忘れからボヤを出してしまい、貸主(大家さん)への損害賠償義務が生じた。(借家人賠償)
- 子どもが壁紙に落書きしてしまい、貸主(大家さん)への損害賠償義務が生じた。(借家人賠償)
- 泥棒が入って割られた窓ガラスを貸主との契約に基づき修理した。(修理費用)

- ◆建物の主要構造物(壁・柱・床・はり・屋根等)や、共用部分(ロビー・廊下・エレベーター・門・塀等)の修理費用は対象外となります。
- ◆示談交渉サービスはセットされておりません。

- 賃貸住宅にお住まいの方が借用住宅に損害を与え、貸主(大家さん)に対する法律上の損害賠償責任を負ったときに保障します。
- 賃貸住宅にお住まいの方が落雷・盗難・給排水設備事故による漏水に伴う水濡れ等の所定の事故により借用住宅に損害が発生し、貸主(大家さん)との契約に基づき修理した場合の費用を保障します。

〈国内のみ〉



月額保険料

500万円コース 120円

1,000万円コース 230円

2,000万円コース 450円

コース選択の目安

500万円コース 33㎡未満 居住賃貸物件

1,000万円コース 33㎡～66㎡未満 居住賃貸物件

2,000万円コース 66㎡以上 居住賃貸物件

ご注意ください

- ・上記の「コース選択の目安」は一例となりますので、お申し込みいただく賃貸住宅保障のコース(借家人賠償の1事故限度額)は、貸主(大家さん)との賃貸契約に基づく賠償額を必ずご確認ください。
- ・組合員本人が居住する加入申込票記載のご住所(生協登録の住所)の賃貸住宅が対象となります。

その他オプション

ホールインワン等費用保障

ゴルファーの方は携行品損害保障とセット加入をおすすめします。

保障内容

(ホールインワン・アルバトロス費用保険金)

実費(限度額)	20万円コース
実費(限度額)	50万円コース
実費(限度額)	80万円コース

◆基本契約のセットにより申込可能な保障の対象となる方(被保険者)が異なります。

家族の範囲	組合員ご本人	配偶者
基本契約		
ファミリーセット	○	○
夫婦セット	○	○
パーソナルセット	○	×

ご注意ください

※2025年度より「夫婦型」は廃止となり、配偶者の保障を希望される場合、組合員本人・配偶者それぞれ1名ずつお申しいただく必要があります。

※「夫婦型」にご加入だった方で、加入申込票の「ホールインワン等費用保障」の配偶者欄に配偶者のお名前の記載が無い場合、配偶者は保障対象外となりますのでご注意ください。

主な支払例

- ホールインワンを達成し贈呈用記念品を作成した。(プリペイドカードは被保険者がホールインワン・アルバトロスを記念して作成したものに限りです。)
- ホールインワン祝賀会を開催した。

●国内でホールインワンやアルバトロスを達成した場合に負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用等の実費をご加入内容に応じて保障します。



月額保険料

本人コース

20万円コース 120円

50万円コース 290円

80万円コース 470円

配偶者コース

20万円コース 140円

50万円コース 310円

80万円コース 490円

※配偶者コースには傷害死亡・後遺障害保険金額20万円が自動セットされます。(基本契約の傷害死亡・後遺障害保険金額に追加されます) 保険料が本人コース・配偶者コースで異なりますのでご注意ください。

◆他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドした場合のホールインワンまたはアルバトロスに限りです。

◆原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。

◆ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP.39「ホールインワン等費用保障」をご参照ください。

- ① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
- ② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

◆P.42～44「用語のご説明」をあわせてご確認ください。

◆ご選択いただいたコースの保険金額を上限として贈呈用記念品購入や祝賀会等の費用を実費でお支払いします。

◆ホールインワン・アルバトロス費用を保障する保険を複数ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。

その他の保障



注目!

中電生協からのお願い

近年、ご加入者の皆さまがパンフレットを読まずにご加入され、保険金のお支払時に「お支払いできない事由」に該当し、トラブルとなるケースが増加しております。以下、中電生協からお願いを申し上げます。

- ① パンフレットを十分に読んでいただき、ご加入ください。ご不明な点はパンフレット裏面下段記載の取扱代理店にお問合わせください。
- ② パンフレットは保障内容をわかりやすくご説明する資料です。事故の際には普通保険約款、特別約款及び特約に基づき保険会社より保険金がお支払いされます。ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。